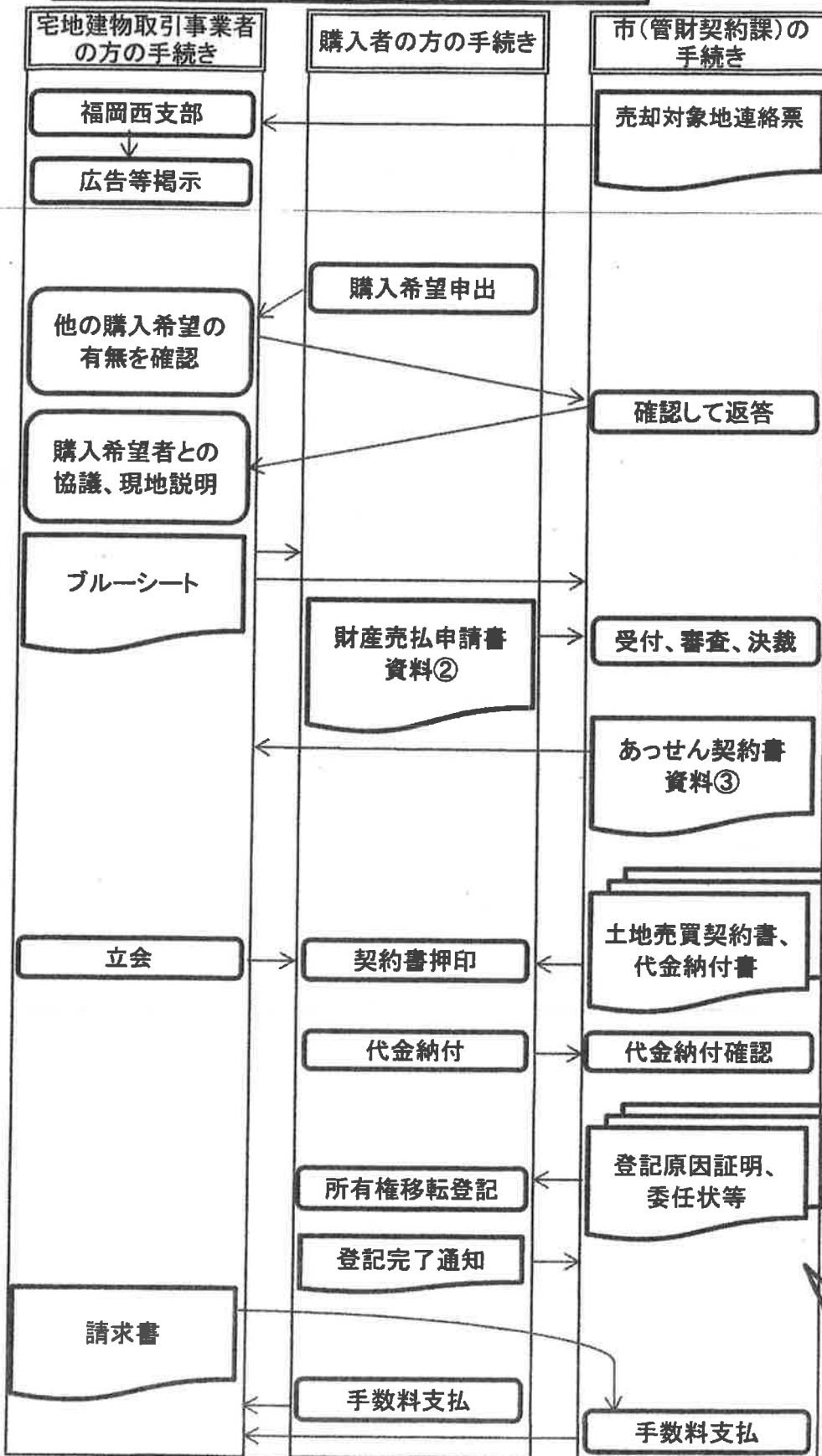


# 市有地あっせんの流れ

平成25年4月  
糸島市管財契約課



募集時  
売買時

この確認の順を  
もって、先着の  
基準とする。

購入意思表示

契約書につ  
いては概ね  
10日以内に  
押印。

契約日から概  
ね14日以内  
に入金。

この時点であっ  
せん契約の成立  
とする。

## その他条件

・所有権移転登記に必要な費用、及び土地売買契約書に貼る収入印紙費用は、買主の負担です。

# 市有地のあっせんに関する協定書

資料①

糸島市（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、市有地のあっせんに関する協定を締結する。

（総則）

第1条 甲は、甲の所有する土地（以下「対象地」という。）のあっせんを乙の会員である宅地建物取引業者（以下「業者」という。）に依頼するものとし、乙はあっせんが円滑に行われるよう業者に対して指導・助言を行うものとする。

2 甲は、業者以外の者にも併せてあっせんを依頼できるものとする。

3 甲は、対象地について必要な事項を網羅して、その都度乙に通知するものとする。

4 あっせんについては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2の規定を適用する。

（あっせん依頼）

第2条 甲は、別紙「あっせん事務基準」に定めるところにより、あっせんを業者に依頼するものとする。

（業者に対する広報等）

第3条 乙は、この協定締結後、速やかに甲と協議の上、業者に対し当協定の概要並びに前条に規定するあっせん事務基準の内容、その他あっせんに係る必要な事項を周知徹底するものとする。

2 甲は、乙以外の依頼先において、又は甲自らが顧客を選定したときは、乙にその旨を遅滞なく報告するものとする。

（資料等の請求及び送付）

第4条 業者は、対象地のあっせんに必要な資料を甲に請求することができる。

（連絡責任者の指定）

第5条 甲及び乙は、この協定締結後直ちにあっせんに係る連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ1名指定し、当該連絡責任者の氏名等を相互に通知するものとする。

2 前項の規定は、連絡責任者を変更した場合にも準用する。

（費用負担）

第6条 この協定に要する費用は、甲乙それぞれ負担するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 糸島市前原西一丁目1番1号  
糸島市  
代表者  
糸島市長 松本 嶺 男

乙 福岡市東区馬出一丁目13番10号  
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会  
会 長 北 里 厚

(別紙)

## あっせん事務基準

(申込書)

- 1 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)の会員である宅地建物取引業者(以下「業者」という。)は、土地の購入を希望する者(以下「申込者」という。)の申込を糸島市(以下「甲」という。)の定める申込書により受け付けるものとし、当該申込を受け付けたときは甲に連絡し、当該申込地に他の申込が無いことを確認した後に予約受付をし、直ちに甲に当該申込書を提出するものとする。

(申込の受付及び期間)

- 2 甲は、1の申込について随時受け付けるものとする。ただし、その受付期間は毎年4月1日から翌年2月末日までとする。

(あっせん契約)

- 3 甲は、1の申込書が提出された場合、速やかに当該業者との間に甲の定める契約書によりあっせん契約を締結するものとする。

(あっせんの成立)

- 4 あっせんは、甲が申込者との間に売買契約を締結した後、売買代金が甲に納入され、所有権移転が完了したときに成立するものとする。

(成約時の立ち会い)

- 5 業者は、甲と申込者との間で売買契約を締結するときはその場に立ち会うものとする。

(売買契約に係る費用負担)

- 6 甲と申込者との間で締結する契約に必要な費用は申込者の負担とする。

(登記に係る費用負担)

- 7 売買契約締結後に行う登記に係る費用は申込者の負担とする。

(あっせん料)

- 8 甲は、あっせんが成立したときは、市有地のあっせんに関する契約書に定めるところにより、消費税課税業者にあつては売買価格の100分の2.5に相当する額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、免税業者にあつては100分の2.5に相当する額を支払うものとする。

(販売条件の変更の禁止)

- 9 販売価格及び販売条件は、甲の指定した内容とし乙は一切変更することができない。但し、事前に甲と協議をおこない甲が承諾した内容については、この限りではない。

(あっせん契約の失効)

- 10 あっせん契約は、4に規定するあっせんが成立しない場合は失効するものとする。

(秘密の保持)

- 11 乙及び業者は、あっせん等の実施にあたり知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

平成 年 月 日

系島市長 松本 嶺男 殿

申請人 住所  
氏名 印  
TEL

あっせん業者 住所  
氏名 印  
TEL

## 財産売払申請書（あっせん販売用）

下記の系島市所管財産の売払を願いたく、関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1. 財産の所在及び面積

物件番号	所在地	面積

## 2. 利用目的

## 添付書類

- (1) 申請物件の利用計画書、利用計画図
- (2) 住民票抄本、法人登記簿抄本（印鑑証明書添付）
- (3) 位置図、現況平面図、公図、横断面図、地積測量図（作成者の職氏名押印）
- (4) 隣接地の登記簿謄本（自己所有地を含む）
- (5) 隣接者及び利害関係人の同意書
- (6) 代理人申請の場合は代理人であることの証書
- (7) 現況写真

糸島市市有地あっせんに関する協定書に基づく連絡先

①糸島市総務部 管財契約課 管財係

TEL 092-323-1111 内線1242

FAX 092-324-0239

連絡責任者 桑野

②（公社）福岡県宅地建物取引業協会 福岡西支部

（ 住環境整備委員会 ）

TEL 092-892-8282

FAX 092-892-8283

連絡責任者 西原 宗雄

勤務先：西原技建

TEL 092-322-3670

FAX 092-323-5295

## 市有地のあっせんに関する契約書

系島市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲所有の土地（以下「市有地」という。）のあっせんに関する契約を次のとおり締結する。

（総則）

第1条 乙は、末尾表示の市有地の購入申込者を甲にあっせんし、甲はこのあっせんを受けて土地の売買契約を締結するものとする。

2 甲は、市有地のあっせんに乙以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができるが、その場合、重ねて依頼する宅地建物業者を乙に明示するものとする。

（あっせんの方法等）

第2条 乙は、市有地について甲が売買契約を締結できるよう市有土地購入申込書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する書類の提出があったときは、申込者に対し再度土地について説明し購入の意思を確認のうえ、速やかに売買契約を締結するものとする。

3 あっせんは、前項の規定により甲が市有地について売買契約を締結した後、売買代金が甲に納入され所有権移転が完了したときに成立するものとする。

4 甲は、前項に規定するあっせんが成立した場合は、ただちに通知するものとし、次条により報酬を乙に支払うものとする。

（報酬の支払い）

第3条 甲が乙に支払う報酬の額は、あっせんが成立した土地の売買価格の100分の2.5に相当する額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払うものとする。

2 甲は、前条第3項に規定するあっせんが成立した後、乙の請求を受けた日から30日以内に、乙に報酬を支払うものとする。

（契約の解除）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合には、この契約を催告によらず、ただちに解除することができる。

(1) 乙が、宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第3条第2項の規定により免許の効力を失った場合、又は、同法第65条第2項の規定により業務の停止又は第66条及び第67条の規定により免許の取消しを受けた場合。

(2) 乙がこの契約に違反した場合。

2 乙は、甲がこの契約に定める義務の履行をしないときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

第5条 乙は、宅地のあっせんをするにあたり、乙が第三者との間に行った約束等、又は第三者からの異議若しくは苦情については、乙の責任において解決しなければならない。

2 乙は、甲に申込者のあっせんをするにあたり、乙が故意又は過失により、甲又は第三者に与えた損害については、乙が負担しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、市有地のあっせんをするにあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の失効)

第7条 この契約は、第2条第3項に規定するあっせんが成立しない場合は、失効するものとする。

(費用の負担)

第8条 この契約の締結に要する費用は、甲乙がそれぞれ負担するものとする。

(契約外の事項)

第9条 この契約に定めのない事項又は、この契約に疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 糸島市前原西一丁目1番1号  
糸島市  
代表者 糸島市長 松本嶺男

乙 住所

氏名